（注２）　特定役員とは、表現の自由享有基準第２条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

（注３）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

（注４）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「㊧」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注５）　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

（注６）　備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

㈠　衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

| フリガナ<br>氏　名 | 住　所 | 役　名 | 担当部門 | 日本の国籍の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | □有　□無 | |

（注１）　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注２）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

（注３）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「㊧」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注４）　日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

（注５）　備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

（注６）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

［６～９　略］

**別表第五号の二**　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８の２において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［６～９　同左］

**別表第五号の二**　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］